

〔概要版〕

栃 木 県

歯科保健基本計画

3期計画〔2025-2029〕



とちまるくん

©栃木県



とちぎ歯の健康センター マスコット

ピカちゃん

令和7(2025)年3月
栃木県

第1 計画策定の趣旨

(1) 栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定等

県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与するため、平成22(2010)年12月に「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」（以下「条例」という。）が制定されました。

また、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）や災害発生時、感染症まん延時の歯科保健医療サービスの確保など、条例制定後の歯科保健を取り巻く環境の変化に対応するため、条例の一部改正がなされ、令和7(2025)年1月に施行されました。

(2) 栃木県歯科保健基本計画の策定

条例第11条に基づき、歯及び口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、平成24(2012)年3月に「栃木県歯科保健基本計画」を、平成30(2018)年3月に「栃木県歯科保健基本計画（2期計画）」（以下「2期計画」という。）を策定しました。

2期計画の最終評価に基づき、取組の方向性や目標及び目標値を修正するとともに、国の歯科保健計画である「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」（計画期間：令和6(2024)年度～令和17(2035)年度）や、条例改正の趣旨を踏まえた「栃木県歯科保健基本計画（3期計画）」（以下「3期計画」という。）を策定しました。

(3) 歯科保健基本計画の理念

この計画は、条例第2条に掲げる次の事項を基本理念とし、「適切な食生活の実現や社会生活等の質の向上」及び「歯と口腔の健康が関わる疾病の予防と重症化予防」を図ることによって、「歯と口腔に関する健康格差の縮小」並びに「健康寿命の延伸」を実現するため施策を展開していきます。

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

(基本理念)

第二条

歯及び^{こうくう}口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進並びに健康寿命の延伸に欠くことのできないものであって、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他の生活習慣病の予防等に資するものであることに鑑み、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を基礎として、全ての県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、生涯にわたり良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすることを旨として、行われなければならない。

第2 計画の性格と役割

3期計画は、条例第11条に基づき策定されるものです。

また、下記の栃木県の計画と整合性を図っています。

- とちぎ健康21プラン（3期計画）
- 栃木県保健医療計画（8期計画）
- 栃木県高齢者支援計画 はつらつプラン21（九期計画）
- 栃木県障害者計画 とちぎ障害者プラン21
- 栃木県こどもまんなか推進プラン
- 第5期栃木県食育推進計画 とちぎの食育元気プラン2025

第3 計画期間

3期計画は、令和7(2025)年度を初年度とし、令和11(2029)年度までの5か年を計画期間とします。

第4 歯及び口腔の健康づくりのための施策

歯と口腔の健康づくりに取り組むことは、「話す」「食べる」といった口腔の働きを健全に保ち、全身の健康の保持増進に資するのみならず、「話す」ことや「食べる」ことが「生きる楽しみ」となり、QOL（Quality of life：生活の質）を向上させ、健康で豊かな生活をもたらしてくれます。

しかし、高齢となり、歯と口腔機能の衰え（オーラルフレイル）が進むと、低栄養や誤嚥性肺炎などの危険性が高まり、ひいては要介護状態へと移行していくため、早期から適切に対応することにより、歯と口腔機能の低下を防ぐことが必要です。

このため、3期計画では、これまでの子どものむし歯予防対策や成人期の歯周病対策に加え、生涯を通じた歯科健診の普及、オーラルフレイル対策の啓発と普及、災害時や感染症まん延時等への対応の整備、健康寿命の延伸を実現するために、次の4つの項目に基づき施策を展開していきます。

1 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進

「乳幼児期」「少年期」「青壮年期・中年期」「高齢期」のライフステージに対応し、切れ目のない歯と口腔の健康づくりを推進します。

乳幼児期 (出生～就学前)

- 保護者や保育関係者等に対して、子どもの成長に合わせた歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発を行います。
- 就学前の子どもに対して、自分の歯と口腔への関心を高め、「食べたら歯をみがく」等の基本的な生活習慣が身に付くよう働きかけます。

少年期 (小学生～高校生)

- 児童生徒に対して、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりへの意識を高め、行動へと結びつくよう啓発を行います。
- 児童生徒や保護者、教育関係者等に対して、発達段階に応じた歯科疾患予防に関する知識に加え、むし歯予防に効果的なフッ化物応用や、シーラントの応用、保護者による仕上げ磨きについて普及啓発を行います。
- 学校において、学校歯科医との連携等により歯科保健活動を促進します。

青壮年期・中年期 (高校卒業～ 概ね65歳未満)

- 健康寿命の延伸のためには、青壮年期・中年期におけるむし歯及び歯周病の予防や改善に向けた取組が重要であり、生涯にわたる歯科健診の受診について啓発を行います。
- かかりつけ歯科医を持ち、定期健診を受けることの重要性について、保険者等と連携して啓発を行います。
- むし歯及び歯周病予防に取り組む必要性について、生活習慣病予防や介護予防の取組とも連動させて啓発を行います。

高齢期 (概ね65歳以上の人)

- 生涯にわたり自分の歯や口でおいしく食事がとれるようにするため、高齢期に起きやすい歯と口腔機能の衰えや予防に関する知識について、介護予防とも連動させて普及啓発を行います。
- かかりつけ歯科医を持ち、定期的に受診するよう啓発を強化します。
- 歯と口腔機能の維持向上のため、多職種連携による体制整備を推進します。

2 歯や口腔の健康に関する啓発と健診の普及

県民自らが歯と口腔の健康づくりの重要性を理解し、実践できるよう、ライフステージに対応した歯科保健指導や歯科健診等の機会を提供します。

乳幼児期

(出生～就学前)

- 市町の乳幼児歯科健診や保育所・幼稚園等での歯科健診において、歯科医師・歯科衛生士との連携により、保護者に対する適切な歯科保健指導が行われるよう、市町の取組を促進します。

少年期

(小学生～高校生)

- 学校歯科健診時に、児童生徒に対して十分な歯科保健指導が行われるよう、学校と学校歯科医との連携強化を図ります。なお、口腔衛生状態が改善されない児童生徒については、地域の関係者と連携して適切に対応できるよう支援します。

青壮年期・中年期

(高校卒業～
概ね65歳未満)

- 市町の健康教室や歯周疾患検診等の機会において、歯科医師・歯科衛生士と連携した歯科保健指導を促進します。
- 職域保健（険）と連携して、被用者（労働者）の歯科健診受診者を増やし、口腔機能の維持向上に取り組むとともに、特定健康診査・特定保健指導の従事者等を対象に、歯や口腔の健康と生活習慣病の関係に関する研修を行うことにより、資質向上を図ります。

高齢期

(概ね65歳以上の人)

- かかりつけ歯科医等の定期受診により、歯と口腔機能の維持向上に取り組む重要性について、広く啓発を行います。
- 施設入所者など通院が困難な方に対して、歯科健診から取り残されないように訪問歯科健診等の取組を促進します。

- 障害等により特別な支援を必要とする患者に対しては、ライフステージに応じて、とちぎ歯の健康センターが関係機関と連携しながら相談・支援を行います。

3 障害者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保

歯科健診等を受けることが難しい状況にある障害者や要介護者に対して、訪問歯科診療や口腔ケア等の提供体制の整備を推進します。

◆ 障害者

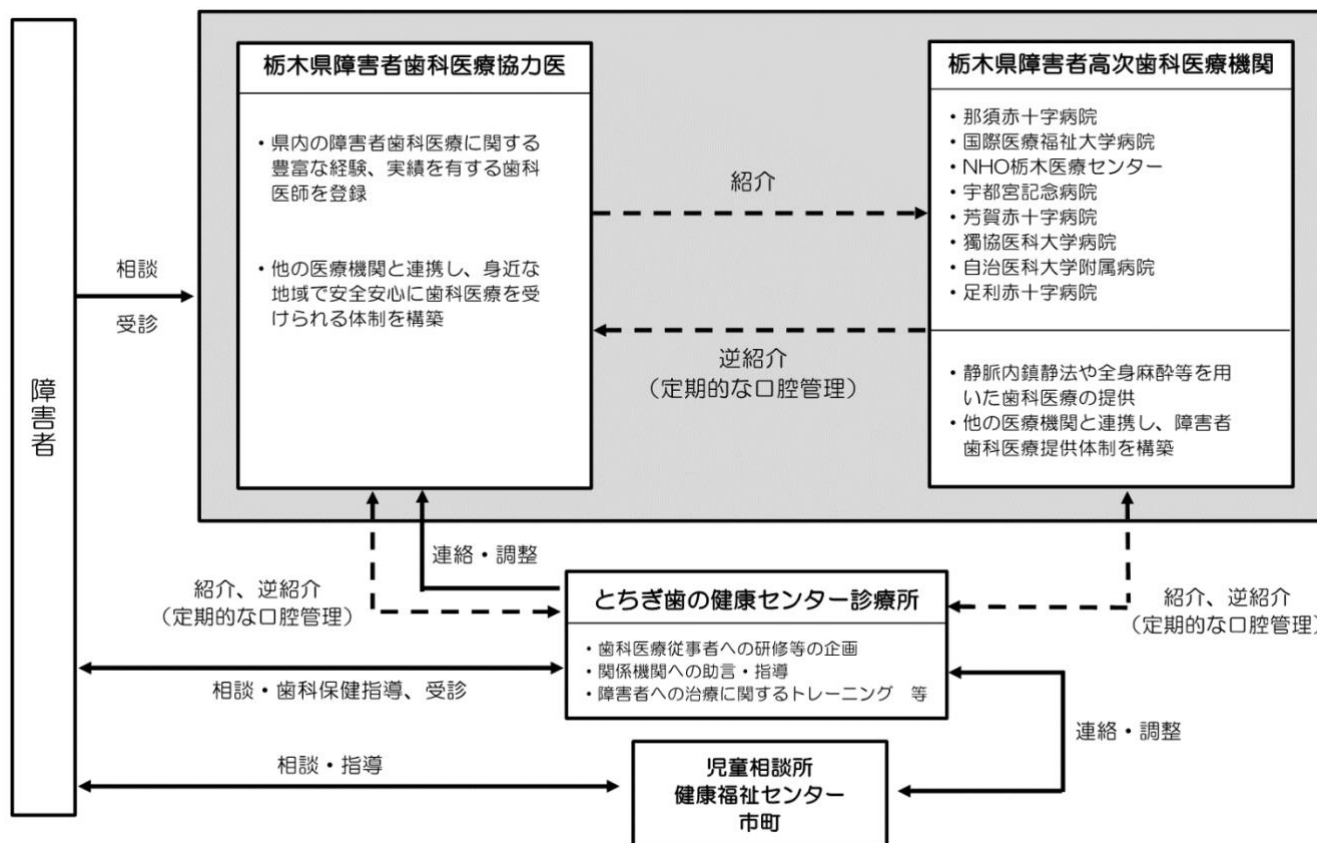
- ・ むし歯や歯周病の発症及び重症化予防のため、保護者や障害者支援施設・障害児入所施設等の職員による口腔ケアを推進します。
- ・ 栃木県障害者歯科医療システム(図1)の充実・強化を図ります。

◆ 要介護者

- ・ 在宅歯科医療に取り組む歯科医療従事者の増加と、在宅歯科医療の取組について県民の理解促進を図ります。
- ・ 介護施設等と協力歯科医療機関との連携強化により、入所者への口腔ケアを推進します。

(図1)

栃木県障害者歯科医療システム図 (H28.4~)



4 歯科保健医療提供体制の整備

県民の生涯にわたる健康の保持増進のため、保健、医療、福祉、教育等関係者の資質向上や連携強化を図ります。

- ・ 栃木県口腔保健支援センター(注1)を核に、県民のライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりを推進します。このため、市町が行う歯科保健対策への支援をはじめ、保健・医療・福祉・教育など様々な分野における連携体制の構築に努めます。
- ・ 基礎疾患のある人に配慮した適切な歯科医療を提供できるよう、医科歯科連携を推進します。
- ・ 歯科医療従事者の人材確保や資質向上を推進します。
- ・ 災害発生時や感染症まん延時にも歯科保健医療サービスの提供を確保できるよう、関係機関が連携して体制整備を進めます。

(注1) 栃木県口腔保健支援センター

平成 28 年 4 月、保健福祉部健康増進課内に歯科専門職(歯科医師、歯科衛生士)を配置する「栃木県口腔保健支援センター」を設置して、県の歯科保健に関する企画立案や市町・関係機関等に対する支援に取り組んでいます。

第5 計画の推進・進捗管理体制

(1) 計画の推進体制

- 地域の現状や課題等を踏まえて、基本的な施策や方向性を示します。
- 県、市町、県民、歯科医療従事者及び関係機関は、それぞれの役割を発揮し、互いに連携しながら、歯と口腔の健康づくりを推進します。
- 3期計画の推進にあたっては、目標(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、反映(Action)のPDCAサイクルを確立させ、効果的かつ着実に推進することとします。

(2) 進捗管理

条例に基づき、県民の歯と口腔の健康づくりの状況や実施した施策等について、県議会へ報告します。

また、栃木県歯科保健推進協議会を開催するなど、3期計画の推進状況について評価を行い、目標を達成するための施策について検討を行います。

栃木県歯科保健基本計画（3期計画）の目標

目標項目	直近値	目標値（R11）
1. 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進		
①むし歯のない3歳児の増加	91.0%（R4）	95.0%以上
②むし歯のない小学生の増加	58.7%（R4）	全国値以上
③むし歯のない中学生の増加	68.1%（R4）	全国値以上
④むし歯のない高校生の増加	59.8%（R4）	全国値以上
⑤12歳児の永久歯の1人平均むし歯数（12歳児DMFT指数）の減少	0.7 歯（R4）	全国値以下
⑥むし歯のない12歳児（中学1年生）の増加※ ¹	69.7%（R4）	80.0%以上
⑦20歳以上における治療が必要なむし歯（未処置・治療中）を有する者の割合※ ¹	19.0%（R4）	10.0%以下
⑧幼児から学齢期の子どもに対してフッ化物応用に取り組む市町の増加※ ¹	20 市町（R4）	全市町[25 市町]
⑨40歳の進行した歯周炎の減少	19.6%（R4）	15.0%以下
⑩歯間部清掃器具を使う人の増加	53.2%（R4）	65.0%以上
⑪50歳以上における咀嚼良好者の割合の増加※ ¹	74.7%（R4）	80.0%以上
⑫75歳以上における咀嚼良好者の割合の増加※ ¹	60.2%（R4）	70.0%以上
⑬60歳で24歯以上自分の歯を有する人の増加	73.2%（R4）	95.0%以上
⑭80歳で20歯以上自分の歯を有する人の増加	47.7%（R4）	50.0%以上
2. 歯や口腔の健康に関する啓発と健診の普及		
⑮歯科健診を受診する人の増加	45.6%（R4）	65.0%以上
3. 障害者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保		
⑯訪問歯科診療を実施する歯科診療所の増加	236 施設（R3）	255 施設以上※ ² （R8）
⑰在宅医療を担う保険医療機関と連携して取り組む歯科診療所の増加	69 施設（R5）	80 施設以上
⑱口腔ケアに歯科専門職と連携して取り組む介護・福祉入所施設の増加	36.5%（R4）	70.0%以上
⑲歯科健診を行う障害者支援施設及び障害児入所施設の増加	50.0%（R4）	90.0%以上
⑳歯科健診を行う介護施設等の増加	41.1%（R4）	50.0%以上
4. 歯科保健医療提供体制の整備		
㉑糖尿病診療における医科歯科連携の増加	24.5%（R4）	30.0%以上
㉒歯科と連携して口腔機能の維持向上に取り組む病院の増加	24.1%（R5）	30.0%以上
㉓日本障害者歯科学会認定医の増加※ ¹	20 名（R6）	23 名以上

※¹ 3期計画で新たに設けた目標項目です。

※² 栃木県保健医療計画（8期計画）の目標値と整合を図っているため、目標年度が異なります。



栃木県保健福祉部健康増進課

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20 ☎ 028-623-3095 FAX 028-623-3920